

2007年(平成19年)5月24日

株式会社 大栄総合教育システム

代表取締役 佐藤 久康 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清 水 巖

〒655 - 0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL : 078 361 7234

FAX : 078 361 7228

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 かけはし法律事務所

弁護士 亀井 尚也

TEL : 078 361 9494

FAX : 078 361 9493

再 申 入 書

当NPO法人の申入書に対し、真摯なご対応をいただきましたことにつき、敬意を表します。

さて、貴社より過日頂きました「平成19年3月28日付 回答書」について、その趣旨は概ね理解致しましたが、更に契約内容を適正化するとともに受講申込者に対して契約内容を明確化する見地から、以下のとおり善処されるよう申し入れます。

なお、貴社の更なるご対応策について、お手数ですが、本書面到着後1ヶ月以内に文書にてご回答のうえ、あわせて新しい学則及び受講申込書等の資料をご送付いただきますよう、お願い申し上げます。

第1 再申入れの趣旨

- 1 貴社の各講座の約款中、貴社学則の該当部分を見直されるにあたっては、特定商取引に関する法律中のパソコン教室に関する規定に則った内容ではなく、当NPO法人がご送付しました平成19年3月1日付書面に記載のとおり、学習塾に関する解約手数料の規定に則ったものとしていただきたい。
- 2 貴社学則の見直しとあわせて、受講申込者による契約解除の扱いについては、受講申

込書等に明記される体裁とされたい。

第2 再申入れの理由

- 1 特定商取引に関する法律においては、特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額を役務ごとに定めているところ、貴社の講座は、基礎講座から系列・対象の異なる資格取得講座やそれらを組み合わせた発展型講座があり、パソコン教室とは同様なものとは認められず、その内容・形態において学習塾に類似しているため。
- 2 受講申込者による契約解除の扱いについて定めた貴社学則の該当部分は、受講申込書等にその内容を記載しなくては、受講申込者（消費者）にとって契約内容が明瞭でないため。

以上